

全世代・全員活躍まちづくりセンター運営評価委員会の組織について

1. 運営評価委員会の設置要綱

(設置)

第1条 全世代・全員活躍まちづくりセンター(以下「まちづくりセンター」という。)の開館準備及び開館後の管理運営にあたり、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」構想の業務内容への反映及び町内他施設との事業共創等の適正な実施などの妥当性等を評価することにより、業務の適正確認及び改善につなげるため、全世代・全員活躍まちづくりセンター運営評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりセンター開館準備業務の評価に関すること。
- (2) まちづくりセンター管理運営業務の評価に関すること。
- (3) 町内他施設との事業共創に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりセンター開館準備・管理運営に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、久御山町内に在住、在勤する者又は学識経験を有する者のうちから選出し教育長が委嘱する。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年を上限とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習応援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月17日から施行する。

2. 運営評価委員会の構成委員

※別添の全世代・全員活躍まちづくりセンター運営評価委員名簿のとおり

3. 委員会スケジュール【予定】

令和5年3月 ①基本設計について
②まちづくりセンター開館準備業務
③令和4年度まちづくりセンター開館準備業務 業務報告

令和5年6月 ①令和4年度の運営評価について
②令和5年度の事業計画について

令和6年1月 まちづくりセンターの7つの機能に関する事業共創について

令和6年6月 ①令和5年度の運営評価について
②令和6年度の事業計画について